

令和5年度 事業計画

一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
会長 柏本 保

新型コロナウイルス感染症の発生から今年の1月で丸3年が経過しましたが、第8波もようやく陰りが見え、マスクの着用義務も本年3月13日から着用を個人の判断に委ねることとなり、5月8日からはインフルエンザと同じ第5類に移行となりようやく“新型コロナ禍”以前の日常が戻ってくる気配です。

当会の運営に関しましても“事業収支の落ち込み”が懸念されましたが、令和4年度の事業計画は“会員サービスの充実”の観点から工夫しながら全て遂行することができ、収支の極端な落ち込みも何とか回避できました。

しかしながら、会員の増加促進に関しては、3年に渡る“新型コロナ禍”の影響による正会員の廃業等に起因し、会員数の減少に歯止めがかからず依然として財政的には厳しい状況です。

協会の発展のためには会員増強は喫緊の課題であり、今後も会員拡大に関し知恵を絞り積極的に務めていく必要があります。

そしてこのような環境下にあっても会員各位が興味を持ち、会員に実効性のある時代に即した積極的な事業を展開し、事務局はじめ組織体制をさらに強化し、事業目標を達成し組織の活性化と発展に寄与していく所存です。

財政安定化に関しては、“日事連”においても財政改革の一環として令和3年度に一般会計の「事務所移転等積み立て貯金」を全額取り崩し、その一部を各単位会の会員増強、新規事業の研究及びデジタル化の促進等単位会の活性化および組織強化に繋がる施策に充てることとなりました。

（支援額：年間2,000万円（期間5年）合計1億円）

また、一昨年に立ち上げた兵庫県の建築4団体で構成する「建築4団体連携推進組織」による具体的事業実践は“新型コロナ禍”の影響で今年度が実践1年目となりましたが、お互い協議しながら積極的に建築設計業界全体の組織強化を進めていきます。

このような動きの中、今年度もさらなる『会員サービスの充実』に向けて、会員各自の協会への参画意識の高揚に繋がる施策を推進していきますのでご支援よろしく願いいたします。

〈重点施策〉

- ①リモート併用のハイブリット会議を継続推進し、参加者・事務局の負担軽減、会議の効率化・交通費の削減等を図る。
- ②各種講習会開催や登録業務受付の際、“協会入会案内パンフレット”をフルに活用し、新規会員増強をより一層促進し、会費収入の確保を図る。
- ③4年前に立ち上げた「準会員制度」をさらに充実させ、今年2月18日に設立した「近畿ブロック協議会青年部会」を起爆剤とし、近畿ブロックと連携し青年部会・女性部会のさらなる拡大を図り、協会の将来を担う若手会員の裾野を広げ、若手会員育成に尽力する。
- ④兵庫県まちづくり部建築指導課と国土交通省が進める「地方公共団体と事業者の間の手続きのデジタル化」に積極的に協力する。また兵庫県営繕課・神戸市技術管理課等との連携を更に強化する。
- ⑤正会員・賛助会員の交流の輪をさらに広げるための「アーキテクツサロン&技術研修会」の開催、会員のために役立つ身近な建築に関する諸問題についての“小勉強会”の開催等、魅力ある研修会の開催、一般市民に寄り添うセミナーのシリーズ化を推進する。
- ⑥広報誌「くすのき」を充実し、建築士の情報発信媒体としての“外向けの役目”を一層強化する。また会員名簿のデジタル化を推進し、協会ホームページに会員が自由に閲覧し業務につながることのできる“掲示板”を作成する。
- ⑦『建築4団体連携推進組織』の連携による実施可能な講習会、シンポジウム等の開催に向けての取り組みを継続し、共同事業開催も視野にいれ積極的な活動を行う。

以上を重点施策として、引き続き魅力ある建築士事務所の運営、若手の育成のため精進込めて尽力する所存です。

令和5年度 各部・各委員会 活動方針

総務財務部

(1) 会員増強

入会案内(パンフレット)の見直し、作成と配布

- ① 役員改選、社会情勢の変化に対応
- ② 当面必要な部数を増刷の上、上記を踏まえ見直しの上新規発行する
- ③ 会報くすのき送付時等に同封し、全支部全会員での会員拡大に取り組む
- ④ 新入会員予定者と建築士事務所開設予定者研修
- ⑤ 準会員の募集(会員・賛助会)の青年部女性部委員会の増強
- ⑥ 会員拡大の推進

(2) 事務所登録・更新時等における受付窓口での情報提供

- ① 入会案内の提供等、対応可能な範囲内で実施
- ② 会員登録時の簡素化を検討
- ③ 会員登録の電子申請の実施と運用を推進

(3) WEB会議・講習会等の推進

(4) 加入促進キャンペーンの実施

- ① 入会金の減免、紹介者等へのインセンティブ等含め検討

(5) 会員に関わる適切な情報の発信と提供に取り組む

- ① 会員情報の検索等、広報渉外部と協働

(6) 会員サービスの向上

- ① 会員証の発行 令和4年度に準じて発行

(7) 兵庫県建築士事務所優遇ローンの拡充と推進

- ① サービス提供エリア・協定先金融機関の拡大
- ② 情報提供

(8) 会員名簿デジタル化の検討

(9) 財政、安定経営への取り組み

(10) 第51回通常総会の開催・運営(賛助会総会、政研総会 同日開催)

- ① と き: 令和5年5月31日(水)
- ② と ころ: 神戸三宮 東急REIホテル

(11) 第45回建築士事務所全国大会(鳥取・島根開催)への参加・協力

- ① と き: 令和5年10月13日(金)
- ② と ころ: 米子コンベンションセンター(予定)

(12) 「大阪・関西万博」(2025.04.13~10.13)ひょうごフィールドパビリオンへの参加・協力

(13) 近畿災害対策まちづくり支援機構、賛助会員としての活動

(14) 諸規定、規約、細則等の整備、業務の見直し

(15) その他

- ① 総会、財務、その他、総務財務部として必要な事業に取り組む
建築士事務所賠償責任保険の啓発と加入促進
- ② 各種講習会、イベント時などにおける資料配布、情報提供、WEB配信など
- ③ 事務所登録・更新時等に当会入会案内とともに賠償責任保険への加入案内等に取り組む
- ④ 各種賠償事例、保険の有効性などに関する学習会、説明会などの実施を検討

青年部・女性部合同委員会

(1) 他の単位会(青年部・女性部等若手部会)との交流

入会促進方法の見直し(WEB等利用)

- ① 会員相互の親睦・交流のための事業として、他会の青年部・女性部等若手部会から活動を学ぶ
- ② 近畿ブロック協議会青年部会との連携を図り、近畿圏若手部会の活性化を図る

(2) 研修会・見学会および会員増強

- ① 技術ならびに資質向上のための研修事業として、工場見学や建築の視察研修を行う
- ② 技術並びに資質向上のための研修事業として、セミナーや研修会を行う
- ③ 開設しようと考えている人、開設したての事務所等、事務所の開設者向け後継者育成、事業継続の相談や支援を行える組織作りにより青年部・女性部として研究を行う
- ④ セミナーや研修会は、門戸を開放し、多くの方に参加いただけるよう計画し、正会員・賛助会員・準会員の積極的な参加および会員増強を図る

(3) 正会員、賛助会員、準会員等の若手職員との交流会をし、会員増強活動を行う

(4) 第51回通常総会の開催・運営補助(賛助会総会、政研総会 同日開催)

(5) 第45回建築士事務所全国大会青年話創会(鳥取・島根共同開催)への参加・協力(令和5年10月12日(木))

- ① 全国大会話創会へ参加することで、全国の次世代設計者と交流し、若者が活躍できる場を考え創出していく。また、その基盤づくりや協力体制を創っていく

(6) 近畿ブロック協議会例会(和歌山会担当)への参加・協力

- ① 例会への参加協力および、近畿ブロック協議会若手部会を通じ若手建築士のブロック単位での参加・結束強化を図り、全国大会同様、近ブロ単位の結束と協力体制の創出に加え、活躍の場を創出する。

(7) H.A.A.P (Hyogo.Architects.Associates.Platform)の運用

- ① 青年部・女性部として、独自に宣伝活動を行う。(H.Pやインスタなど)
- ② 準会員の入会促進を行う
- ③ 横のつながりを強化し、職務等でも連携を図る

(8) その他

- ① 青年部・女性部として、対象となる青年・女性の会員・賛助会員の入会促進に取り組む
- ② 賠償保険など、団体割引などを用いた事務所協会ならではの商品の開発に取り組む
- ③ 県や市との連携により、事務所協会の取り組むことのできる事業を増やすことのできるよう取り組む

教育情報部

- (1) 日本建築士事務所協会連合会「日事連建築賞」応募作品の審査・選考
 - ① 1月5日募集開始。兵庫会ホームページで公開、会員宛メールで周知。締切令和5年4月24日(月)
 - ② 資格審査、一次審査は教育情報部、最終審査は常任理事会で推薦作品を選考
 - ③ 兵庫会から各部門1作品を日事連へ推薦。(4月24日(月)必着)
 - ④ 表彰は、令和5年10月13日(金)第45回建築士事務所全国大会(鳥取・島根大会)に於いて(予定)
- (2) くすのき建築文化賞コンクール
第15回くすのき建築文化賞コンクールの作品募集及び審査・選考
 - ① ポスター作成・配布、募集期間令和5年2月1日(水)～令和5年3月15日(水)(令和4年度)
 - ② 応募要領(一部変更)、審査方法は前回は踏襲
 - ③ 資格審査、一次審査は教育情報部、最終審査は外部審査員委託(令和5年度)
 - ④ 表彰作品パンフレット作成
表彰式は、令和5年5月31日(水)令和5年度第51回通常総会に於いて(予定)
- (3) 支部長・理事研修会、新入会員研修会開催
 - ① 新型コロナ後を見据え社会情勢に即し会員にとって魅力のある講習会・研修会を開催
- (4) 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会(感染対策に配慮して開催)
 - 1回目 神戸会場 令和5年10月25日(水) 兵庫県中央労働センター 小ホール
 - 2回目 姫路会場 令和5年11月1日(水) 姫路商工会議所 新館201研修室
 - 3回目 神戸会場 令和5年11月15日(水) 兵庫県中央労働センター 小ホール
- (5) 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)(感染対策に配慮して開催)
 - ① 管理建築士講習(DVD講習)
 - 1回目 神戸会場 令和5年9月20日(水) 古河ビル4F 会議室
 - 2回目 神戸会場 令和6年2月14日(水) 古河ビル4F 会議室
 - ② 建築士定期講習(対面講習)
 - 1回目 姫路会場 令和5年6月15日(木) 姫路商工会議所 新館201研修室
 - 2回目 神戸会場 令和5年6月29日(木) 兵庫県中央労働センター 大ホール
 - 3回目 神戸会場 令和5年11月29日(木) 兵庫県中央労働センター 大ホール
 - ③ 建築士定期講習(Web講習)
(公財)建築技術教育普及センターによるオンライン講習
- (6) その他講習会(感染対策に配慮)
部会並びに他部とも協議連携し、会員のためになる小勉強会を開催する。
- (7) 「建築CPD情報提供制度」の活用、推進
- (8) 会員増強への協力

業務技術部

- (1) 建築士事務所の業務報酬(業務報酬算定ソフト(JAFF-MST))の広報、調整
- (2) 業務に関連する官公庁その他機関への要望運動
 - ① 業務に関連する官公庁その他機関への要望について関係団体等と協調して行政に働きかける
- (3) 建築士事務所経営に役立つ実務的な会員向け小勉強会の開催(対面・Web併用)の検討
 - ① リスク管理、法律改正に伴う注意点等を、顧問弁護士、顧問税理士、日事連サービス等外部講師を迎えて会員向けに無料の小規模勉強会を企画する
- (4) 兵庫県が開催する建築関係の協議会への協力
 - ① 県が開催する安心・安全協議会等の建築関係に関する事業に協力する
 - ② ひょうご住まいづくり協議会へ参画する
 - ③ 県等が主催する木構造、木材利用に関する勉強会に参加協力する
- (5) 法改正に沿った技術習得のための講習会、見学会等をWeb開催含め検討する
 - ① BIM、デジタル化、働き方改革等社会情勢に即した講習会・研修会
 - ② 賛助会による新建材・新工法・新情報の提供・発表の研修会等を実施する
 - ③ 準会員、若手会員及び新入会員増強に即した多種・多様な小研修会(CAD講習等)の実施
- (6) 耐震診断・改修業務の技術情報の提供及び耐震診断・耐震改修相談窓口業務の運営
- (7) 既存住宅状況調査技術者講習(新規・更新講習)を開催する(DVD講習、Web講習)
新規対面講習 令和5年8月23日(水)古河ビル4F 会議室
更新対面講習 令和5年9月14日(木)兵庫県中央労働センター大ホール
(適合証明技術者業務講習会と同日開催)
- (8) 適合証明技術者業務講習会を開催する(DVD講習、Web講習)
対面講習 令和5年9月14日(木)兵庫県中央労働センター大ホール
(既存住宅状況調査技術者講習会と同日開催)
- (9) 建築関連団体との協議会への参加
 - ① ひょうご空き家対策フォーラム相談会へ参加する
- (10) ひょうご住まいサポートセンター専門相談員の派遣
 - ① ひょうご住まいサポートセンターに専門相談員を派遣し県民の住まいに関する相談にあたり協会活動の周知に努める
- (11) 各種講習会、研修会を通じ会員拡大に協力する

広報渉外部

- (1) 広報誌「くすのき」の発行(第150号)
- (2) インターネットEメールによる情報提供
- (3) 建築設計関連四団体との交流・連帯
- (4) 建築4団体連携推進組織(アーキテットひょうご)の具体的な運用に関する取り組み
- (5) 賛助会活動への支援(活性化事業)及び交流会実施の研究(アーキテクトツサロンの開催等)
- (6) セミナーやシンポジウム開催による啓蒙活動の取り組みと関係団体との連携強化
- (7) 建築士事務所キャンペーンへの活動支援及びPR活動(社会認知向上)
- (8) 関係官庁への折衝・陳情による渉外活動
- (9) 広報誌「くすのき」広告スポンサー募集実施(ホームページバナー広告共)
- (10) ホームページでの広報活動
- (11) 兵庫県自由業団体連絡協議会への渉外活動(パーフェクトお悩み相談会の共催)

苦情解決委員会

- (1) 建築士法第27条の5による建築主等と建築士事務所間の苦情解決

倫理委員会

- (1) 会員の懲戒に関する調査及び指導

役員候補者選考委員会

- (1) 役員候補者の選考に係る検討

会員拡大委員会

- (1) 会員増強に向けた取り組みと安定した協会運営の検討

わが街サポート委員会

- (1) 建物相談依頼への対応実施

兵庫県指定事務所登録機関

- (1) 建築士事務所登録業務の円滑実施
- (2) 土法改正に伴う業務内容の円滑実施
 - ① 所属建築士の届出義務(法律第92号 附則第3条第1項)

建築物耐震判定委員会

- (1) 建築物の耐震判定

建築物耐震審査検討委員会

- (1) 建築物の耐震審査検討